

干潟中学校 いじめ防止基本方針（概要）

H 3 1 . 4 . 2

人権尊重の理念並びに、文部科学省「いじめ防止対策推進法」、千葉県いじめ防止対策推進条例」、千葉県教育委員会「千葉県いじめ防止基本方針」に基づき、干潟中学校の全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」の根絶を目的に以下を策定する。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもと」と定義する。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、人として決して許されない行為である。また、いじめはどの生徒、どの学校でも起こり得るという想定を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、継続的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組む姿勢を全教職員が共有し、日々の教育活動で実践していく。

3 校内組織

(1) いじめ対策委員会

- ・校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年主任、スクールカウンセラー等

(2) いじめ相談窓口

- ・学年主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、教育相談担当等

(3) 学校生活相談窓口

- ・教頭、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談担当等

4 未然防止

(1) 人権教育・道徳授業等の充実

- ① 特別活動・キャリア教育担当を中心に学級活動や総合的な学習の時間をとおして他の人の立場に立って、その人の考えや気持ちなどがわかるような想像力や共感的に理解する力を身に付けさせる。
- ② 道徳教育推進委員、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の充実（道徳教育研修会の実施や、他教科・特別活動との関連をふまえた年間指導計画の作成など）を図り、人生を他者とともによりよく生きる態度を育てる。
- ③ 体験活動の充実を図り、責任感や思いやり、正しい判断力を身に付けさせ、自己の責任や役割を自覚しながら集団の一員として円滑に他者とコミュニケーションする能力を育てる。
- ④ 「人権作文コンクール」「社会を明るくする作文コンクール」「福祉作文コンクール」に対して全校で取り組み、生徒一人一人が人権や福祉などについて考える機会を設定する。
- ⑤ 校内弁論大会をとおして自分と同じ考えや思いを持つ生徒がいることを知るとともに、自分と異なった思いや考えを持つ生徒もいることも知り、自分と異なる考え方も受け入れ、互いに認め合いながら共に生きていこうとする心を育てる。
- ⑥ 学校行事をとおして自分の責任や役割を自覚しながら集団の一員として活動するとともに、思いやりの心を育て、他者と協力し合いながらよりよく生きていこうとする態度を育てる。
 - ・入学式、新入生歓迎会、全校親子奉仕作業、体育祭、文化祭、3年生を送る会、卒業式など
- ⑦ 発達障害を含む障害のある生徒、LGBT、被災した生徒への適切な対応を行う。

(2) 生徒・学級・学年・学校の実態把握

- ① 担任・教科担任・部活動顧問が連携を図り、情報を共有し、生徒理解に努める。
- ② 学校評価、毎月のアンケート、教育相談週間、キャッチ相談を実施し、情報を収集する。

(3) 情報モラルに関する指導の充実

- ① インターネット等によるトラブルの危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行うとともに安易な書き込みや写真の掲載が刑事上、民事上の責任を伴うこともあることを理解させる。また、携帯電話・スマートフォンの使用について、「干潟中7つの約束」を学校だよりをとおして、生徒・保護者に周知する。
- ② 保護者には、フィルタリングや家庭でのルール作りなどの協力を依頼する。

(4) 保護者や地域への働きかけ（現状報告と情報収集）

- ① 保護者・地域との連携を図り、情報の共有化を図る。
- ② 授業参観や学校行事等への来校を促す。（学校公開日）

5 早期発見

(1) 教職員の気づく力の向上（認知）

- ① 生徒が集団から離れて一人で行動しているときは、声をかけて話を聴く。
- ② 日常の活動を観察し、いつもと違う様子が見られた場合は、必ず声をかけ、いつでも・誰にでも・なんでも話せる雰囲気づくりを学校全体でつくる。
- ③ 個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用して、情報を収集する。
- ④ 生徒の所持品等にいたずらが発生したら、直ちに対応し、原因を明らかにする。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断する。また、周囲の生徒からの情報収集も行う。

(2) 教育相談の充実

- ① いじめ相談窓口や学校生活相談窓口を学校便りや全校集会をとおして周知する。
- ② 定期的に相談活動を実施する。
- ③ サポートセンターの紹介やスクールカウンセラーの活用を図る。
 - ・全校集会、学年集会をとおしての紹介
 - ・ポスター掲示、パンフレットの配布

24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
ヤングテレフォン（千葉県警察少年センター）	0120-783-497
子どもの人権110番（千葉県地方務局人権擁護課）	0120-007-110
千葉いのちの電話	043-227-3900
総合教育センター特別支援教育部	043-207-6025
- ④ 毎日の生活記録からの情報収集を行う。

6 早期対応

(1) 組織体制と対応の流れ

いじめの情報がもたらされたときは、内容を軽視することなく迅速かつ適切に対応する。いじめられている生徒を守ることを最優先し、担任や担当だけでなく学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発防止のために、継続的に見守っていく。

(2) 被害生徒からの聞き取り及び対応

- ① 聞き取りの留意点

- (ア) 「いじめが存在する」という視点で臨む。
 - (イ) 徹底していじめから守り抜くことを伝える。
 - (ウ) 守るべき秘密は守ることを約束する。
 - (エ) 被害生徒の立場や心情を理解する。
 - (オ) 本人の言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認して記録する。
 - (カ) 自信を取り戻せるような言葉をかける。
- ② 被害生徒への支援
- (ア) 生徒の安全確保を行う。
 - (イ) 被害生徒に寄り添える体制づくりを構築する。
 - (ウ) 落ち着いて学習に取り組める環境を確保する。
 - (エ) 継続的な被害生徒との面談や情報の収集を行う。
- (3) 加害生徒から聴き取り及び指導
- ① 聴き取りの留意点
- (ア) 「いじめである」と決めつけない。
 - (イ) 事実確認を優先し、生徒の思いや考えはその後に聴く。
 - (ウ) 本人の言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認して記録する。
 - (エ) いじめに至る背景や心情を理解する。
 - (オ) 被害生徒の立場で、自身の言動を考えさせる。
 - (カ) いじめが許されない行為であることを理解させる。
 - (キ) 過去の自分と今後の自分について考えさせる。
- ② 加害生徒への指導
- (ア) 自らの行為を理解させ、責任を自覚させる。
 - (イ) 加害生徒の心理的背景の理解に努める。
 - (ウ) 好ましい人間関係の構築を図る。
 - (エ) 継続的な観察と情報の収集を行う。
- (4) 傍観者からの聴き取り及び指導
- ① 聴き取りの留意点
- (ア) 事実を話すことは、人を救う行為であることを伝える。
 - (イ) 傍観者であったことを責めずに事実確認を行う。
 - (ウ) 傍観者となっていた背景や心情を理解する。
 - (エ) 被害生徒や加害生徒から聴き取った内容を照合する。
 - (オ) 被害生徒の立場に立って、加害生徒の言動を考えさせる。
 - (カ) 被害生徒の立場に立って、自身の言動や態度を考えさせる。
 - (キ) いじめを許さない気持ちを持たせる。
 - (ク) いじめから守り抜くことを伝える。
 - (ケ) 聴き取った内容について、守るべき秘密は守ることを約束する。
- ② 観衆と傍観者への指導
- (ア) 自分の問題として捉えさせる。
 - (イ) 声を出しやすい雰囲気づくりを行う。
 - (ウ) 好ましい人間関係の構築を図る。
- (5) 被害生徒及び保護者への対応と支援
- (ア) 学校の対応、指導方針について確認する。
 - (イ) 今後の対応について確認する。
 - (ウ) 早期解決を目指すための家庭の協力および継続的な支援を依頼する。

(6) 加害生徒及び保護者への対応と支援

① 事実の確認

事実関係を確認後、把握した事実を正確に伝える。

② 保護者に伝えるべきこと

学校の指導方針をきちんと伝え、学校への協力をお願いする。

(ア) 学校の対応、指導方針について確認する。

(イ) 今後の対応について確認する。(事実に対する保護者の理解や納得を得た上で行う。)

(ウ) 子どもの起こした行為と向き合い、責任を自覚し、より良く成長するために家庭の協力を依頼する。

(エ) 継続的な関わりを依頼する。

(7) ネット上のいじめへの対応

不適切情報を確認し、印刷した紙媒体やデジタルカメラを利用した画像データ（携帯電話やスマートフォンでのみ閲覧できる情報の場合）を固定情報として保存後、掲載情報の削除を運営会社やプロバイダに依頼する。

7 いじめの解消状態

① いじめに係る行為が止んでいる状態が継続している。(3ヶ月を目安とする。)

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

・解消状態の把握について

担任・学年主任は、被害生徒にその後の様子を聞くため、継続的に面談を行う。(必ず1週間に1度実施。面談は担任だけにならないようにする。)

面談内容を校長、教頭に報告する。保護者には担任が報告し、家庭での様子も聞き取り、共通認識を持つ。

8 いじめ防止に向けた積極的な取組

生徒自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができるよう、「いのちを大切にす

るキャンペーン」を行うとともに、道徳教育の推進と読書活動の推進を図る。
読書活動では、毎日の「朝読書」の時間が充実するよう、学級文庫に「いじめ防止やいじめ撲滅」関連の本を置き、生徒に紹介する。

校内ボランティア活動を実施し、豊かな心を育むことでいじめ防止につなげていく。実施内容は老朽化により修復を必要とする校内の場所をできる範囲で修理を行う。全校生徒に呼びかけをし、放課後ボランティアとして活動し、奨励する。

9 教育委員会や関係機関との連携（学校以外の窓口）

(1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時や学校での解決が困難と判断した時は、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

(2) いじめにより生徒の生命及び心身又は財産に重大な被害が生じたり、「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされたりした疑いがある場合や、生徒又は保護者からの申し立てがあった場合など重大な事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への対応

(ア) 重大事態の認知と調査

法及び国の基本方針から要約すると、重大事態とは、以下のような場合である。

① いじめにより生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(イ) 重大事態（重大事態の恐れのあるものを含む）を認知した場合の対応

始めに、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、「学校いじめ防止対策委員会」による会議を迅速に開き、被害生徒の安全確保とケアを第一優先する。以後一貫した組織的対応を行う。

次に、当該組織を活用して情報を整理し、当該事案が重大事態にあたるか否かを判断する。判断に迷う場合は、教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、学校は、電話等で速やかに報告を行い、その後文書による報告を行う。（いじめの重大事態を認知した場合の報告）

〈学校内及び市教育委員会への報告、連絡の流れ〉

学校内：発見者→担任・学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

市教委：校長→市教育委員会→北総教育事務所→県教育委員会

(ウ) 調査の主体等の決定

重大事態への対処は、教育委員会又は学校に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。（法第28条第1項）教育委員会は、当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

(エ) 調査について

調査にあたっては、国の基本方針内容により適切に実施する。

(オ) 調査結果の報告等

組織による調査終了後、調査結果を学校及び教育委員会が確認し、被害生徒に事実関係等その他必要な情報を速やかに提供する。その際、他の生徒の個人情報保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。なお、加害生徒にも、今後の指導の必要性から原則として事実を伝えることとする。

※被害生徒又はその保護者が希望する場合には、被害生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

1.0 公表について

学校いじめ防止基本方針をホームページにおいて公表する。また、その内容を必ず入学時や年度初め等、様々な機会を活用して生徒、保護者、関係機関に説明する。

1.1 出席停止の措置について

繰り返しの指導後も以下の行為を繰り返し行い、学校からの指導に従わない、または、反省が見られない場合は、学校教育法第三十五条「学校の秩序を維持し、他の生徒の安全を守り義務教育を受ける権利を保障する」観点から、出席停止の措置をとる場合がある。

- (1) 他の生徒への傷害・心身の苦痛・財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は、心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は、設備を損壊する行為
- (4) 授業、その他の教育活動の実施を妨げる行為